

地方公共団体実行計画(千葉県地球温暖化防止計画) の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策の国内対策

国

◇京都議定書目標達成計画
(計画期間：2008～2012年)

- ・温室効果ガスの排出抑制
- ・森林吸収作用の保全・強化

国の計画に即して策定するものとする

都道府県

◇地方公共団体実行計画（法20条の3）

- 事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減、吸収作用の保全・強化のための措置に関する計画を策定
- 計画期間、目標、実施しようとする措置、その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項
 - ・化石燃料以外のエネルギーの利用促進に関する事項
 - ・事業者・住民による温室効果ガスの排出抑制に関する活動の促進に関する事項
 - ・公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全・緑化の推進等温室効果ガスの排出抑制に資する地域環境の整備・改善に関する事項
 - ・廃棄物等の発生抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項
- 計画に基づく措置及び施策の実施状況(温室効果ガスの総排出量を含む)の公表義務(毎年)